

京丹後市森林環境整備促進対策事業補助金

【防災減災里山林整備事業】

1. 事業の概要

森林の過密化、下層植生の衰退、表土の流出、崩壊・土石流・流木等の危険性のある地域に近接する里山林において、伐採及び再生等の整備を行い、荒廃抑制・里山林再生等を図るとともに、森林整備活動に対する関心を高め、市民参加の森づくり運動が展開される地域のさらなる拡大につなげます。

2. 対象事業の内容

荒廃や災害の要因となる竹・雑木の伐採・除却、過密化その他荒廃の抑制・再活用の推進を図る再生等整備

3. 補助対象者

市内の団体、事業者、地区

※事業実施主体は地区となります。

4. 補助金額

対象事業に係る経費として1事業につき上限50万円を補助します。

なお、交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

※事業実施主体が消費税の課税事業者である場合は、補助金額の計算に消費税は含まないものとします。

5. 補助金交付の要件等

- ① 地区要望であり、市の現地確認及び承認、所有者の同意等を終えた森林であること。
- ② 人家や集落等に近接し、著しく荒廃が進行または密度が増加した森林であること。
- ③ 整備後は地区主体による継続的な里山林の活用、林地保全活動が行われること。
- ④ 1施工地の面積は0.1ha以上あり、森林として面的な整備を行うこと。
- ⑤ 過去10年以内に他の同一事業に採択された竹林、里山林等を除く。
- ⑥ 伐採後に未整形で残置する事業でないこと。

6. 提出書類

(1) 交付申請（事業開始前）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（全体事業、対象事業、目的、概要等）
- ③ 収支計算書（総事業費、対象事業費、補助金額の算出基礎）
- ④ 事業費算出根拠書類（見積書（写し）など）
- ⑤ 位置図、森林計画図、事業概略図等
- ⑥ 地区主体での継続的な林地保全活動の意思が確認できる書類（参考様式2）
- ⑦ 伐採届（要する場合、伐採の90日～30日前までに別途提出すること）
- ⑧ 事業地の所有状況を表す書類

※以下、施工業者が申請を行う場合

- ⑨ 委託契約書、発注書等の写しまたは「参考様式1（手続委任）」など委任を証する書類
- ⑩ 森林または立木所有者及び地区の同意書

(2) 実績報告（事業終了後）

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 事業結果報告書（全体事業、対象事業、目的、概要等）
- ③ 収支精算書（総事業費、対象事業費、補助金額の収支精算）
- ④ 位置図、森林計画図、事業概略図等
- ⑤ 事業費の明細及び支出が確認できる書類
- ⑥ 事業成果を示す写真（事業実施前後の写真）

(3) 交付請求（補助金確定後）

- ① 補助金交付請求書（様式第7号）

(4) 交付決定の変更または中止

交付決定を受けた事業計画においては、「事業費総額の3割を超える減額」、「事業内容の変更」または「事業の中止」があった場合、下記の書類が必要となります。

※交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

- ① 変更（中止）承認申請書（様式第3号）
- ② 変更後の事業計画書
- ③ 変更後の収支計算書
- ④ その他変更内容がわかるもの